

# 一般社団法人ソーシャルプロダクツ普及推進協会

## 定 款

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ソーシャルプロダクツ普及推進協会と称する。英文では、Association for the Promotion of Social Productsと表示し、略称を APSP とする。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 当法人は、社会的課題の緩和・解決につながるソーシャルプロダクツの普及、ソーシャルビジネスの活性化を推進し、より良い社会づくりへと導くような製品やサービスの市場形成を促すことで、持続可能な社会経済の構築に寄与することを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) ソーシャルプロダクツ・アワード(表彰)に関する事業
- (2) ソーシャルプロダクツの監査（ソーシャルオディット、商品の社会性監査）に関する事業
- (3) ソーシャルマーケティングやソーシャルプロダクツ開発の教育・研修に関する事業
- (4) ソーシャルプロダクツやソーシャルマーケティングに関する情報の収集及び提供事業
- (5) ソーシャルプロダクツやソーシャルマーケティングに関する調査研究事業
- (6) ソーシャルビジネス、ソーシャルプロダクツの開発に取り組む法人や個人への支援事業

- (7) 国産ソーシャルプロダクツの海外展開支援に関する事業
  - (8) 会員相互の情報交換、会員のための情報提供及び活動支援事業
  - (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の6種とし、正会員（法人及び個人）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員（法人） 当法人の目的に賛同して入会し、本会の事業活動に参加する法人
- (2) 正会員（個人） 当法人の目的に賛同して入会し、本会の事業活動に参加する個人
- (3) 賛助会員（法人） 当法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会する法人
- (4) 賛助会員（個人） 当法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会する個人
- (5) 準会員 当法人の目的に賛同し入会する、地方自治体等の公共機関および NPO 等の営利を目的としない団体（法人格を有するものを含む）
- (6) 名誉会員 ソーシャルプロダクツの開発・普及に顕著な功績のあった個人で、理事会が推薦し、本人の承諾を得て総会において承認されたもの

(入会)

第7条 正会員、賛助会員、準会員として入会しようとする者は、総会において定める定款細則の入会手続きにより、申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員、賛助会員は、定款細則に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 正会員、賛助会員、準会員は、定款細則に定める退会の申し出により、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、第19条第2項に定める決議により、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 当法人の定款又はその他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名が決議されたときは、会長は、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 正当な理由なく3か月以上会費を滞納したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

### 第3章 社員総会

#### (種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

#### (構成)

第14条 社員総会は、総社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

#### (権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款及び定款細則の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるものの他、法人法に規定する事項及び本定款に定める事項

#### (開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項（以下「総会の日時等」という。）を記載した書面又は電磁的方法により、開催2週間前までに社員に通知しなければならない。但し、総社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 3 総社員の10分の1以上から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、総社員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が総社員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、総社員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうちから議事録署名人として選出された1名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものの他、社員総会において定める社員総会規則による。

## 第4章 役員等

(役員を設置等)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、10名以内を常務理事、とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事(以下、「業務執行理事」という。)とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事

の中から定める。

- 3 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、事務局の執行業務を総括するとともに、会長及び副会長を補佐し、業務を分担執行する。
- 5 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 当法人の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 当法人の計算書類を監査すること。
- (4) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (5) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするため必要があるときは、会長又は副会長に理事会の招集を請求すること。  
但し、その請求のあった日から5日以内に理事会を開催する旨の招集通知(その請求のあった日から2週間以内の日を開催日とするものに限る。)が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (7) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

- (8) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (役員任期)

- 第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員任期は、前項の規定に関わらず、前任者又は他の現任者の残任期間と同一とする。
  - 3 増員により選任された理事任期は、前任者又は他の現任者の残任期間と同一とする。
  - 4 役員は、第24条第1項で定めた定数に不足するときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

#### (解任)

- 第29条 理事は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、第19条第1項の決議により、これを解任することができる。監事を解任する場合は、第19条第2項の決議をもって行わなければならない。

#### (報酬等)

- 第30条 役員に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規則による。

#### (取引の制限)

- 第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引



- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
  - 3 前2項の取扱いについては、第44条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 当法人は、理事又は監事の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第33条 当法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(顧問の職務)

第34条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

## **第5章 理事会**

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるものの他、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受
- (2) 多額の借財  
多額の借財に該当するか否かについては、当該借財の額、当法人の総資産に占める割合、当該借財の目的及び当法人における従来の取扱い等の事情を総合的に考慮して判断するものとする。
- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備）
- (6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除

（種類及び開催）

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 第27条第6号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は、請求をした監事が招集したとき。

（招集）

第38条 理事会は、会長が招集する。但し、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。

(決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。但し、26条6項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるものの他、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 常任理事会

(常任理事会)

第45条 当法人に常任理事会を設置する。

2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事をもって組織する。

(権限)

第46条 常任理事会は、以下の業務を行う。

(1) 理事会の審議事項の検討

(2) 業務の執行のうち法令により理事会で決定すべきものと定められている業務以外の通常業務の執行

(招集)

第47条 常任理事会は、会長又は副会長が招集し、会長又は副会長が議長となる。但し、会長又は副会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集し、議長となる。

(決議)

第48条 常任理事会の決議は、議事に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 常任理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。

## 第7章 基金

(基金の拠出)

第49条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第50条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第51条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を

請求することができない。

(基金の返還の手続)

第52条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第53条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第54条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

第55条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行に従うものとする。

(資産の管理)

第56条 当法人の資産は、理事会の決議によって定める方法により、専務理事就任時は専務理事が、また不就任時は財務担当理事が、会長の委任を受けて管理する。

(事業報告及び決算)

第57条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会において報告しなければならない。但し、第3号及び第4号の書類については、総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- (6) 財産目録
- (7) 資金調達及び設備投資の実績を記載した書類
- 2 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 会計監査報告
  - (3) 理事及び監事の名簿
  - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 貸借対照表は、通常総会終結後遅滞なく、公告するものとする。

(剰余金の処分制限)

第58条 当法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

(会計の規則等)

第59条 会計に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第60条 この定款は、第19条第2項の決議により変更することができる。

(合併等)

第61条 当法人は、第19条第2項の決議により、他の法人との合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。

(解散)

第62条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) その他法人法の定める事由

2 当法人が解散したときは、会長が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第63条 当法人が解散の際に有する残余財産は、社員総会の決議をもって選定された公益法人に贈与するものとする。

## 第10章 委員会

(委員会)

第64条 当法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、委員会を設けることができる。

2 委員会は、事業・活動の企画実施機関として理事会で決定した事業や活動を具体化し実施運営する。

## 第11章 事務局

(設置等)

第65条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第66条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第67条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

(委任)

第68条 この定款に定めるものの他、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第69条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第70条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第71条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	松野弘
設立時理事	櫻井克彦
設立時理事	望月照彦
設立時理事	茂木信太郎
設立時理事	田中雅明
設立時理事	日高克平
設立時理事	佐藤晴雄
設立時理事	宮永雅好
設立時理事	上原征彦
設立時理事	増田陸奥夫
設立時理事	樽見弘紀
設立時理事	大島正克
設立時理事	徳田賢二
設立時理事	佐々木利廣
設立時理事	横山恵子
設立時理事	神原 理
設立時理事	野村千佳子
設立時理事	若林靖永



設立時理事 兼村栄哲  
設立時理事 平野光俊  
設立時理事 岡村龍輝  
設立時理事 山田雅俊  
設立時理事 中間大維  
設立時理事 江口紘一  
設立時代表理事 江口紘一  
設立時監事 石田孝